

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業の 実施方針及び要求水準書（案）の公表について

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業は、川崎市立学校の体育館等における空調設備等の早期の整備及び効果的・効率的な維持管理を行うことで、総事業費の縮減を図りつつ、学校の教育環境の改善及び避難所としての機能の強化を行うことを目的として行うものです。

このたび、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づき、「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業実施方針」、併せて「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業要求水準書（案）」を次のとおり公表します。

1 事業名称

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業

2 事業の概要

市内の市立小学校 81 校、市立中学校 33 校の体育館アリーナ 110 室、武道場 22 室及び付属室 6 室について、空調設備等の一斉整備を行うものです。また事業期間を通して選定された民間事業者が空調設備等の維持管理を行います。

本事業は PFI 法に基づき、民間事業者が自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、本市に空調設備等の所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施します。

3 事業期間

事業契約締結日～令和 2 3 年度末

4 実施方針及び要求水準書（案）掲載先ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000187473.html>



問合せ先
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室 米岡
電話 044-200-1901（内線 50407）